

令和5年6月市議会総務委員会資料

所管事項に関する資料

目次	ページ
所管事務等について	2 ~ 3

出 納 室
令和5年6月

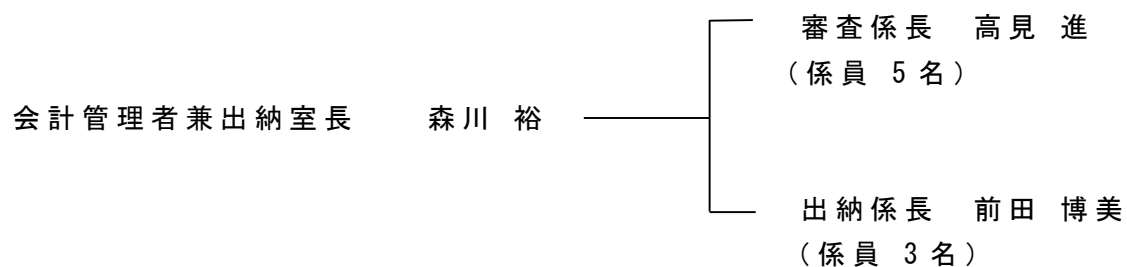
所管事務等について

1 機 構

地方自治法の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理するため、会計管理者独自の補助組織として「出納室」が設けられている。

2 職名及び職員数（11名）

（令和5年6月1日現在）



3 分掌事務（長崎市組織規則第8条）

- (1) 支出負担行為の確認に関すること。
- (2) 指定金融機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 現金、有価証券及び物品の出納並びに保管に関すること。
- (4) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (5) 決算の調製に関すること。

(参考) 地方自治法 (抜粋)

第 170 条 第 1 項

法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

第 171 条 第 5 項

普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。